

(仮称)〇〇株式会社 新築工事
千葉県△△

土壤汚染調査

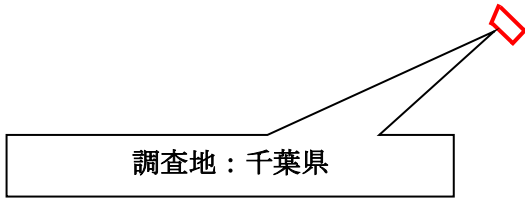
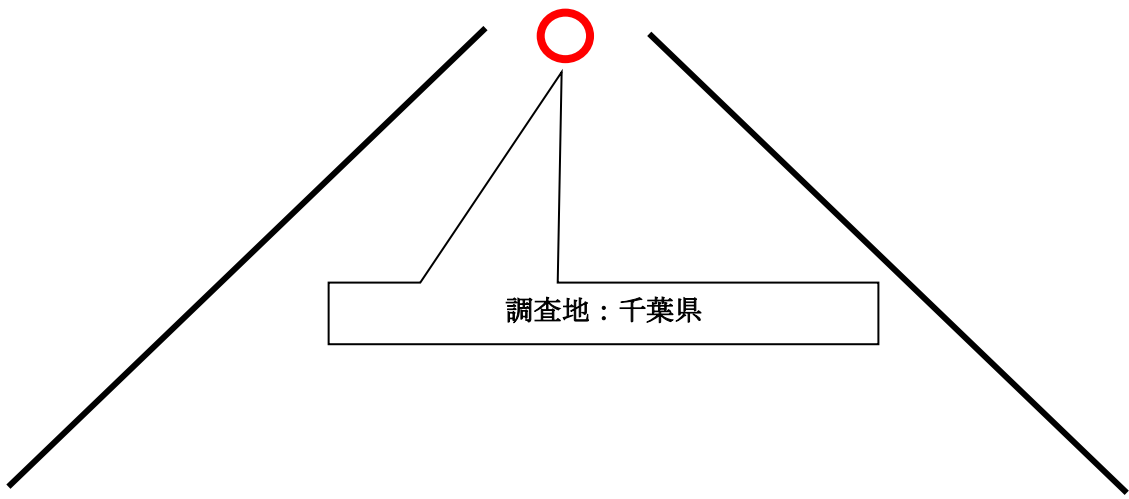
報告書

令和4年 5月

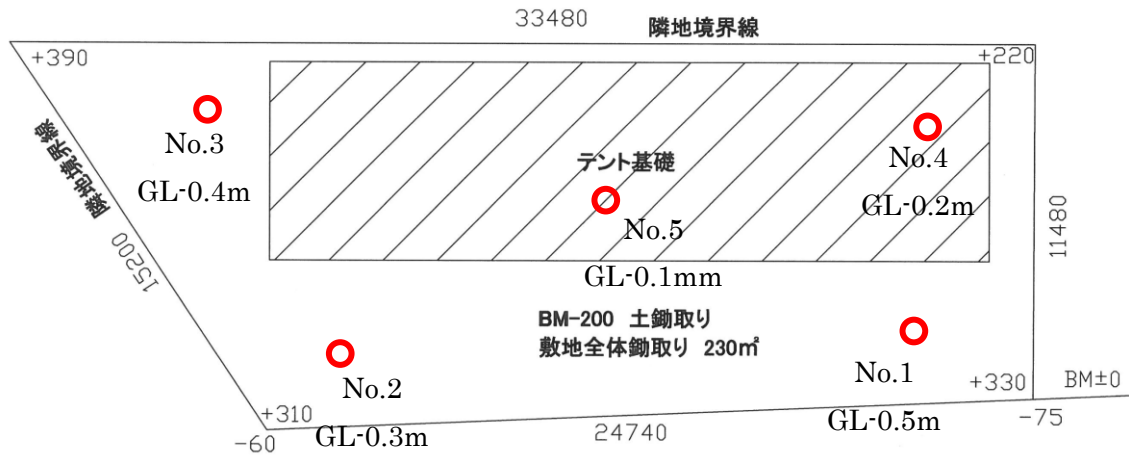


<調査案内図>

N



<土壤採取位置図>



目次

1. 調査概要	4
2. 調査方法	5
3. まとめ及び評価	5
4. 添付資料	6

報告書:2部

1. 調査概要

本調査は □□株式会社 様より、調査地における土壌汚染の有無ならびに敷地外へ建設残土を搬出するため、土壌汚染対策法および千葉県残土条例及び印西市からの指導を参考にして、土壌汚染調査を実施した。

1-1. 調査件名 (仮称)○○株式会社 新築工事

1-2. 調査目的 敷地外へ建設残土を搬出するため土壌汚染の実態を把握する。

1-3. 調査地 千葉県△△(住所表記)

1-4. 調査期間 令和4年5月12日 ~ 令和4年5月20日

1-5. 調査内容

1)土壌汚染対策法 28 項目 溶出試験、千葉県残土条例指定 含有試験 2 項目(砒素、銅) 及び水素イオン濃度 pH

地表下-0.1mから-0.5m までの 5 地点混合 1 検体

1-6. 調査機関

1)サンプリング調査会社

株式会社 IMIC

東京都千代田区九段北 1-4-4 九段下 ASNビル 7F

TEL: 03-5212-1550

2)土壌溶出試験 28 項目、含有分析 2 項目及びpH の分析会社

××株式会社 登録番号 環第 号

住所

TEL

2. 調査方法

調査方法は〇〇株式会社様からのご指示により下記のとおり実施した。

- 1) 調査地内の掘削位置図に示した No.1 から No.5 の 5 地点を令和 4 年 5 月 12 日にサンプリングを行った。
- 2) 上記 5 地点の地表 -0.1m の地点から -0.5m の土壌を採取した。分析室では No.1 から No.5 の 5 点を混合し土壌汚染対策法に則した 28 項目の溶出試験、千葉県残土条例で指定されている 2 項目及び pH の含有試験を実施した。

混合に際して各地点での採取深さは以下の通りである。

採取場所	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
Ground Level	-0.5m	-0.3m	-0.4m	-0.2m	-0.1m

3. まとめ及び評価

28 項目溶出試験、2 項目及び pH 含有試験の結果は添付の「濃度計量証明書」に示すとおり、5 点混合の検体から有害物質は全て不検出または基準値以下であった。

以上

4. 添付資料

- ・現地写真
- ・分析結果報告書(濃度計量証明書)
- ・計量証明事業登録証

(仮称)〇〇株式会社 新築工事 現地写真(No.1)



No.1採取前



No.1掘削後



No.1掘削後GL-0.5m



No.1採取後



No.1埋戻後



(仮称)〇〇株式会社 新築工事 現地写真(全体)



採取地入口



採取地全景(南側より北側を望む)



採取地全景(北西側より南東側を望む)



採取前全景



採取完了全景



採取完了拡大

地質分析（濃度）結果証明書

様

令和元年 月 日

発行番号 :
 分析機関名 :
 代表者 :
 所在地 :
 電話番号 :
 計量証明事業者の登録番号 :
 環境計量士 :

令和元年 月 日 依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

（検体区分・番号：第012002号（土壌））

計量の対象	単位	測定値	定量下限値	基準値	計量方法			
カドミウム	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	日本工業規格 K 0102 55.4			
全シアン	mg/l	不検出	0.1	不検出	日本工業規格 K 0102 38.3			
有機燐	mg/l	不検出	0.1	不検出	昭和49年 環境庁告示第64号付表1			
鉛	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	日本工業規格 K 0102 54.4			
六価クロム	mg/l	0.01未満	0.01	0.05以下	日本工業規格 K 0102 65.2			
砒(ヒ)素	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	日本工業規格 K 0102 61.4			
総水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	昭和46年 環境庁告示第59号付表2			
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	昭和46年 環境庁告示第59号付表3			
PCB	mg/l	不検出	0.0005	不検出	昭和46年 環境庁告示第59号付表4			
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
四塩化炭素	mg/l	0.001未満	0.001	0.002以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
クロロエチレン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	平成9年 環境庁告示第10号付表			
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.004以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.1未満	0.1	1以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.001未満	0.001	0.006以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
トリクロロエチレン	mg/l	0.003未満	0.003	0.03以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
テトラクロロエチレン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.001未満	0.001	0.002以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
チウラム	mg/l	0.001未満	0.001	0.006以下	昭和46年 環境庁告示第59号付表5			
シマジン	mg/l	0.001未満	0.001	0.003以下	昭和46年 環境庁告示第59号付表6			
チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	昭和46年 環境庁告示第59号付表6			
ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	日本工業規格 K 0125 5.2			
セレン	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	日本工業規格 K 0102 67.4			
ふっ素	mg/l	0.08未満	0.08	0.8以下	日本工業規格 K 0102 34.4			
ほう素	mg/l	0.1未満	0.1	1以下	日本工業規格 K 0102 47.4			
1,4-ジオキサソ	mg/l	0.01未満	0.01	0.05以下	昭和46年 環境庁告示第59号付表8			
農用地 田に限る	砒素	mg/kg	1未満	1	15未満	昭和50年 総令31号第1条第3項及び第2条		
	銅	mg/kg	1未満	1	125未満	昭和47年 総令66号第1条第3項及び第2条		
pH		ビーエッチ	6.7 (25.7℃)	—	4.0~9.0	地盤工学会基準 JGS 0211		
検体の性状		形状	砂質土		色	茶褐色	におい	無臭

備考
 発生場所： 工事名：
 発生事業者名： 試料採取者：
 備考1.表中の「不検出」とは、定量下限値未満であることを示す。
 備考2.表中の農用地試験は、乾土重量あたりの値を示す。

※ 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：